

代金納付手続について

1 競落不動産の残代金納付手続について

「開札期日」からおよそ1週間後に売却決定期日が開かれます。この期日において、最高価買受申出人に対して「売却許可決定」がなされ、この決定が確定すると、代金納付手続が始まります。通常、「売却許可決定」が確定したか否かは、「売却許可決定」がなされた日から10日前後で明らかになります。

売却許可決定が確定したか否かの照会をされるときは、開札期日から20日ほど後をお願いします。

売却許可決定が確定しますと、裁判所から入札書に記載された住所宛てに「代金納付期限通知書」を特別送達郵便でお送りします。

買受人が代金を納付される際には、この「代金納付期限通知書」を当裁判所窓口で提示してください。代金の納付は、この「代金納付期限通知書」がお手元に届いてから行ってください。

「代金納付期限通知書」には、「買受人の氏名」、「残代金額」及び「残代金納付期限」が記載されています。また、買受人の方が代金納付手続をされるときに必要な書類や裁判所からのお願い事項が記載された説明書を同封していますのでよくお読みください。

※ 振込依頼書の用紙は上記の「代金納付期限通知書」に同封しています。

競落不動産の所有権移転登記等を行うため、「登録免許税」を納付していただく必要があります。この「登録免許税」額を算出するには、当該競落不動産の「固定資産評価証明書」が必要です。代金納付期限通知書に同封してあるFAX送信書を利用して、予め事件番号・FAX番号を明記のうえ、裁判所に固定資産評価証明書を送付していただければ、登録免許税額の算出結果をあなたの連絡先にFAX送信します。

なお、裁判所のFAX番号は、FAX送信書に記載してあります。

☆ 代金納付手続に必要な書類等については、[こちら](#)をご覧ください。

☆ 銀行等の住宅ローン等の利用により代金を納付される場合については、[こちら](#)をご覧ください。

2 買受人の方への売却許可決定謄本の交付について

競落不動産の「売却許可決定」の謄本は、売却決定日の午後3時以降に申請していただければお渡しします。この申請書には「入札書」に押された印鑑を使用してください(※売却許可決定謄本の交付申請には、謄本の用紙1枚につき150円の収入印紙が必要になります。)

なお、売却決定日の午後3時に、「売却許可決定」の写しが**広島裁判所民事第4部(民事執行センター1階)(※本庁管轄の事件)**及び**広島地方裁判所福山支部(※福山支部管轄の事件)**の物件明細書等閲覧室にそれぞれ備え置かれます。

(問い合わせ先)

■ 広島地方裁判所民事第4部

〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀 2-43

(直通)TEL 082-502-1390(執行受付係)

■ 広島地方裁判所福山支部執行係

〒720-0031 広島県福山市三吉町 1丁目 7番1号

(直通)TEL 084-923-2825